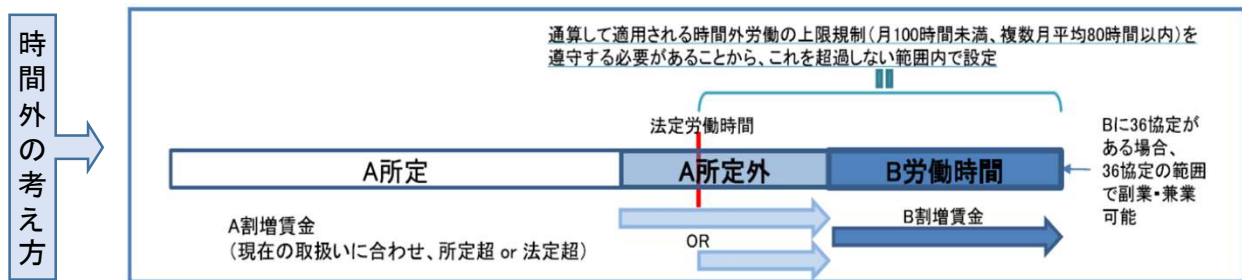




●「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(改定版)が正式公表 ～令和2年9月1日改定～

人生100年時代を迎え、またこれからの“withコロナ時代”の「新しい働き方」が模索される中で、このほど厚生労働省より上記ガイドラインが出されました。副業・兼業をめぐるには、企業側、労働者側ともにそのメリットと注意点を認識しながら進めていくことが求められるでしょう。



企業側の対応

1. 基本的な考え方

労使双方が納得感を持って進められるよう、相互のコミュニケーションが重要。就業規則でのルール化も。

2. 労働時間管理

- ①労働時間の「通算」が必要となる場合について
- ②副業・兼業の確認(労働者からの申告等による)
- ③労働時間の通算(自社分と他社分の通算の考え方)
- ④時間外労働の割増賃金の取扱い(通算した場合の)
- ⑤簡便な労働時間管理の方法(「管理モデル」あり)

3. 健康管理

健康診断、面接指導などの健康確保措置の実施

労働者側の対応

- ・自社のルールを確認し、自ら業務量や進捗状況、時間や健康状態を管理する必要がある。
- ・他社の業務量、自らの健康の状況等について報告することも有効。

★副業・兼業に関わるその他の制度

- <労災保険>複数就業者について、非災害発生事業場の賃金額も合算して労災保険給付を算定。(その他、労災認定等も)
- <雇用保険>二事業所の労働時間を合算して保険適用(65歳以上の労働者本人の申出を起点とする制度が試行的に開始)

※「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(全体版)はこちら。
→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000665413.pdf>

今月の無料相談会

日時: 9/10(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZ NEXT

ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)

その他トピックス

●厚生年金保険の標準報酬月額の高等級の追加

(650千円)、保険料額表が公開 (R2.9月～)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou9gatukara/> ←料額表はこちら。

●労災保険給付に係る各種様式が変更 (R2.9月1日～)

●新型コロナ対策テレワークコース助成金2次募集開始

但し、交付申請期限は～R2.9.18と非常にタイトになっている。

●今年の最低賃金動向(地方最低賃金審議会の答申結果)

新型コロナによる経済状況への影響等を踏まえ、最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げとなっている。

●雇用調整助成金の特例措置等の期限延長

- ・雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナ感染症対応休業支援金・給付金については、2020年12月末まで延長される。
- ・休暇取得支援助成金(母性健康管理)も、要件の見直しあり。

『同一労働同一賃金』診断サービスのご案内

まずは“現状把握”からサポートさせていただきます

～貴社の「現在地点」の確認、その後の取組をご支援します～

中小企業は来年4月より、本格的に『同一労働同一賃金』への対応が開始されますが、準備はどれくらい進んでおられますでしょうか。(政府の広報により社員もよく知っており、給与格差には関心が高いようです)

弊社では、お客様の現状を分析したうえで同一労働同一賃金に対してどれくらいのリスクが隠れているかを簡易的に診断する『レポート作成サービス』をご提供しております。この機会にぜひご活用下さい。

★Webセミナー開催中!「自社の“現在地点”確認セミナー」

9/3、10、17、24、30 (13:00-14:10) ※参加は無料です。

お申込は、下記の「えがお事務局」まで。セミナーURLをお知らせ致します。

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員10名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合せ先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)